



2016年1月号

二戸労基署ニュース

新年明けましておめでとうございます。私たち当署職員一同は、管内の皆様のご期待に忘えられないよう、働く人の法定労働条件の確保・改善、安全と健康の確保、迅速・適正な労災補償を図るべく誠心・誠意業務を行って参りますので、本年もよろしくお願ひ申し上げます。 二戸労働基準監督署職員一同

◇冬季特有災害の防止について◇

●すべり等による転倒災害防止の対策をお願いします。【留意事項（その1）】

転倒災害防止のポイント


天気予報を確認する
大雪、冷え込み等が予想される場合には、予め周知し、早めの対策を実施しましょう。

駐車場、通路等の除雪・融雪等を行う
駐車場内、駐車場から職場までの通路等、凍結しやすい場所は、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、建物の出入口では転倒防止用マットを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。

履物は滑りにくいものを着用する
雪道を安全に歩くには履物選びが大切です。履物は、滑り止め材入り、ヒール・金具付き・溝の深いもの等、防滑性（靴底が滑りにくいこと）に優れたものを用いましょう。また、足のサイズに合った履物を選びましょう。

時間に余裕をもった行動を行う
悪天候により道路が混雑する場合、交通機関に遅れが生じる場合は、時間に余裕をもって移動するようにし、落ち着いて行動をするように心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を付け、「急がず、ゆっくり」歩くようにしましょう。また、ポケットに手を入れたり、荷物などで両手がふさがっている時は、反射的に身を守れないため、手袋の着用、両手をふさがない工夫・作業方法の選択をしましょう。

転倒災害防止のための教育を行う
職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップの作成、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方等、安全教育を行いましょう。



●スリップ等による交通労働災害防止の対策をお願いします。【留意事項（その2）】

交通労働災害防止のポイント

積雪・凍結路面でのスリップは、路外逸脱による道路下や河川への転落、対向車線へのはみ出しによる対向車との正面衝突など、**重大な事故**につながりやすく**大被害危険**です。冬は他の季節よりも**時間に余裕をもった運転開始や終了、走行経路についての走行計画**を作成しましょう。運転者は**スリップを防止**するため、


- ・踏面状況を把握し、適した速度（速度を控え目）で走行する
- ・カーブの手前で十分に減速する
- ・「急」のつく操作（急ブレーキ、急ハンドル、急加速）をしない

などに努めることが大切です。

また、走行中スリップしたことにより驚いて慌てて急ブレーキをかけたため、さらに大きくスリップするケースも多いので、**冷静かつ確かな操作**が求められます。

その他、①対向車等からの**視認性向上**のため、**早朝、夕方など早めのライト点灯**を行う、②交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）等に基づき、**交通安全情報マップ**を作成し、**配布・掲示**などを行う、③あわせて、あせらず、**慎重な運転や行動**をとるよう**定期的に安全教育、安全運転訓練**を行うなども重要です。

積雪がない道路では
ブラックアイスバーン
に注意しましょう！



●暖房機具や調理器具等の一酸化炭素中毒の対策をお願いします。【留意事項（その3）】

【一酸化炭素中毒とは】一酸化炭素中毒の症状は最初に頭がフラフラする、顔が火照る、などといった症状ですが、ひどくなると頭痛やめまい、吐き気などが起こり、最終的には意識障害や意識消失へと重症度が増していきます。ある一定の高濃度に達すると、窒息から即、死亡ということも起こり得ます。**換気不十分場内燃機使用禁止**

【一酸化炭素中毒の防止】○ 十分な換気を行う ○ 定期的な点検と清掃を行う ○ 使用方法を守る

◇ストレスチェック制度について◇

ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのか**を調べる簡単な検査です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上の事業所では、**2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者[※]に対して実施することが義務付けられました。**

※ 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

導入前の準備

- まず、会社として「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示しましょう。
- 次に、事業所の衛生委員会で、ストレスチェック制度の実施方法を話し合います。

話し合う必要がある事項（主なもの）

- ① ストレスチェックは誰に実施させるのか。
- ② ストレスチェックはいつ実施するのか。
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するのか。
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選別するのか。
- ⑤ 面接指導の申し出は誰にすれば良いのか。
- ⑥ 面接指導はどの医師に依頼して実施するのか。
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うのか。
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか。

◇ 「労働災害発生状況（平成27年1月～12月）」（12月末日現在）



- ・ 死亡労働災害： 3 件（前年比 +3件）
- ・ 休業4日以上： 123 件（前年比 -1件）

業種	業種	当月受付	当年累計	前年同期	対前年同期		
					増減数	増減率	
製造業	食料品	水産食料品	4	4	0	0.0%	
		上記以外の食料品	8	15	-7	-46.7%	
	繊維・衣服その他繊維製品	1	1	0	0.0%		
	木材・木製品、家具・装備品	7	9	-2	-22.2%		
	パルプ・紙、印刷・製本						
	化学工業						
	窯業土石	2	3	-1	-33.3%		
	鉄鋼業、非鉄金属						
	金属製品	1	1	0	0.0%		
	一般機械器具	1		1			
	電気機械器具	1	1	0	0.0%		
	輸送用機械製造	1		1			
	電気・ガス						
	その他の製造	4	3	1	33.3%		
	小計		30	37	-7	-18.9%	
鉱業			1	2	-1	-50.0%	
建設業	土木工事	2	① 13 (2)	7 (1)	6	85.7%	
	建築工事	鉄骨・鉄筋家屋		2	3 (3)	-1	-33.3%
		木造家屋	1	8	9	-1	-11.1%
		その他の建築工事		4	7	-3	-42.9%
	その他の建設	3	7	2	5	250.0%	
小計	6	① 34 (2)	28 (4)	6	21.4%		
運輸交通業	道路貨物運送業	1	6	7 (1)	-1	-14.3%	
	その他の運輸交通業						
貨物取扱							
農林業	農業						
	林業		② 8	10	-2	-20.0%	
畜産水産業	畜産業	1	8	4	4	100.0%	
	水産業		6	1	5	500.0%	
商業	小売業	2	8 (1)	10	-2	-20.0%	
	その他の商業		1	2	-1	-50.0%	
通信業			3 (3)	1	2	200.0%	
保健衛生業	社会福祉施設		1	5	-4	-80.0%	
	その他の保健衛生業		1	1	0	0.0%	
接客娯楽業	旅館業		1		1		
	飲食店	1	2		2		
	その他の接客娯楽業		1		1		
その他	ビルメンテナンス業		2		2		
	その他(上記以外の全ての業種)	2	10	16	-6	-37.5%	
合計		13	③ 123 (6)	124 (5)	-1	-0.8%	

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上の速報値の統計である。○内は死亡者数(内数)である。

()内は交通労働災害者数(内数)である。「今月分」は、当月報告受付件数(内数)である。

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。